



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社パイロットコーポレーション
代表者名 代表取締役 社長執行役員 藤崎 文男
(コード番号 7846 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 人事部長 川島 俊二
(TEL. 03 - 3538 - 3700)

株式報酬制度の一部改定及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、2021年度より導入している取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、本制度に基づく株式報酬の支給水準の引き上げ等、本制度の内容を一部改定することに関する議案（以下、「本議案」という。）を、2026年3月27日に開催予定の第24期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

また、本株主総会における承認決議を得ること条件として、本制度を運用するために当社が設定した信託（以下、「本信託」という。）による当社株式の追加取得を行うための原資となる金銭の追加拠出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の内容について

- (1) 本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて対象期間中に取締役等として在任している者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下、「対象期間」という。）終了後の一定時期となります。なお、本制度改定後の今回の対象期間は2025年度から2027年度までの3事業年度となりますが、本制度改定の内容は、2026年度以降に適用されるものとします（※）。
- (2) 本制度改定については、下記2.の本制度の一部改定に関して、本株主総会における本議案の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用しております。

（※）当社は、本制度改定について、社外取締役が委員の過半数である指名・報酬委員会において、本制度の一部改定の内容について審議頂き、相当との答申を得ております。

2. 本制度の一部改定について

当社は、受益者要件を満たす取締役等を対象として、当社の中期経営計画の対象となる事業年度に対応する期間を対象期間（現在の対象期間は 2025 年度から 2027 年度までの 3 事業年度。）とする本信託を設定（信託期間の延長を含む。）しておりますが、当社が本信託に拠出する金員の上限額について、130 百万円に対象期間の年数を乗じた金額を 376 百万円に対象期間の年数を乗じた金額に改定するとともに、取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限（当社が取締役等に付与するポイントの数の上限）について、23,000 ポイントに対象期間の年数を乗じたポイントの数を 82,000 ポイントに対象期間の年数を乗じたポイントの数に改定いたします。

また、現行の本制度において取締役等に付与されるポイントの数は、固定ポイント及び業績連動ポイントから構成されておりましたが、本制度改定以降の本制度については、業績連動ポイントのみで構成されるものといたします。

上記以外の本制度の詳細は、2021 年 2 月 26 日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2022 年 2 月 14 日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」並びに 2025 年 2 月 14 日付「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご覧ください。

3. 本信託による当社株式の追加取得について

当社の取締役等の報酬は、固定報酬である基本報酬、毎期の業績に連動した期末報酬及び株式報酬（本制度に基づく株式報酬）で構成されていますが、当社が掲げる「2030 年ビジョン」の実現に向けた当社の現在の中期経営計画（2025-2027 中期経営計画）を着実に実行し、当社グループの長期的な成長、持続可能な企業価値向上を目指すため、本制度の対象となる取締役等の報酬における株式報酬の割合をさらに高め、取締役等の報酬を市場競争力のある水準とし、かつ、より業績連動性を高めた報酬体系にするとともに、取締役等の自社株保有の促進により、株主との利益共有を一層高めることとしたく存じます。

かかる株式報酬の拡充に伴い、業績伸長時に、本制度において取締役等に交付等がなされる当社株式の数に対して、本信託内にある当社株式に不足が生じるため、本制度の一部改定に関する本株主総会の承認決議を得ることを条件として、今般、当社から本信託に対する追加信託を行い、末尾の【信託契約の内容】のとおり、本信託による当社株式の追加取得を行うことといたします。なお、今般の本信託による当社株式の追加取得については、株式市場から取得することといたします。

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託の期間	2021年5月26日～2028年5月末日
⑧ 制度開始日	2021年5月26日
⑨ 議決権行使	行使しない
⑩ 取得株式の種類	当社普通株式
⑪ 追加信託金の額	約460百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑫ 株式の追加取得時期	2026年5月19日～2026年5月29日（予定）（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
⑬ 株式の追加取得方法	株式市場から取得
⑭ 帰属権利者	当社
⑮ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上